

(平成21年7月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 徳島国民年金 事案417

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から同年12月まで

A市区町村役場で国民年金への加入手続をし、以降A市区町村役場の窓口で保険料を納めに行っていた。申立期間について記録がないのは納付ができないので納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除いて保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険資格喪失後の国民年金への加入手続を複数回行っているところ、すべて適切に切替手続を行っていることが確認できるとともに、当該手続後の国民年金保険料もおおむね現年度納付していることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者期間直後の同申立期間についても、国民年金への加入手続を行った上で、当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島厚生年金 事案241

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月12日から59年3月1日まで

社会保険事務所の記録によると、私のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和59年3月1日とされているが、妻が保管している家計簿の日記欄によると、同社には56年1月12日から勤務し始めた旨の記載が確認できる。

申立期間当時の同僚等の名前も記憶しているし、申立期間の一部に係る給与支払明細書も所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿の記載内容及び当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書（昭和56年4月分）は破損しており、「控除額」欄の記載内容が確認できない上、家計簿に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる記載は無い。

また、申立事業所において社会保険関係事務を担当していたとする者及び申立期間当時の従業員の供述によると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所の保管する申立人の被保険者原票によると、申立人の健保番号の取得年月日は、昭和59年3月1日となっていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録では48年12月1日から58年6月1日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

加えて、申立事業所は、平成3年12月に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、当時の同僚（12名）から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月から35年7月1日まで

私は、昭和34年3月に中学校を卒業した後、A社に就職し、37年11月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間中に、工場が火災により焼失したことや当時の従業員の名前も記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てどおり、昭和35年1月に申立事業所が火災により焼失していたことが確認できることや当時の同僚の供述から、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立事業所の厚生年金保険新規適用年月日は、昭和34年6月1日であることから、申立期間のうち34年5月以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人から提出された写真に申立人と一緒に写っている同僚で、かつ、申立人が名前を記憶している8名のうち3名については、申立事業所における厚生年金保険加入記録が確認できないことから、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和35年7月1日資格取得、37年11月29日資格喪失となっており、34年6月1日から同年10月28日までに資格取得された健保番号の記録

に、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い上、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険記号番号は、35年8月29日に払い出されていることも確認できる。

加えて、申立事業所は、平成8年6月に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、当時の同僚等（10名）から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年8月から17年3月まで  
② 昭和17年5月  
③ 昭和17年9月から18年9月まで  
④ 昭和18年10月及び11月

昭和16年から17年にかけてA社で働き、同事業所退職後はB社C工場  
で働いた。平成8年頃に社会保険事務所で厚生年金保険加入記録を調べ  
てもらった際、加入期間は1年に満たないと言われたが、B社C工場  
で実際に働いた期間はもっと長かった。その後、徴用令が来てB社C工場  
を退職した後、D事業所へ行くまでの間、期間は短かったがE社で働い  
た。この間の記録をもう一度よく調べて、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の健康保険加入記録等から、申立人が、申立期間①及び②につ  
いて、それぞれA社及びB社C工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、労働者年金保険法の施行日は昭和17年6月1日であることか  
ら、両申立期間は、労働者年金保険法の施行前の期間である。

2 申立期間③については、F社(旧B社)が保管する人事台帳によると、  
申立人は、同社に昭和17年5月8日に入社し、同年9月20日に退職して  
いることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人は、労働者年金保険法の施  
行日である昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同  
年9月28日に同資格を喪失している上、健康保険被保険者資格も同日に  
喪失しており、一連の手續に不自然さは認められない。

3 申立人からの事情聴取結果により、申立人が、申立期間④について、  
E社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社は、昭和36年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない。

また、申立人は、「当初、臨時雇いで勤務していた。ボイラーの業務に従事していた。」としているが、当時の同僚等の氏名を記憶していない。そのため、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に勤務していた複数の者から聴取したものの、「申立人の記憶はなく、自分自身の業務内容にも覚えがない。」としており、申立人の勤務状況や当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

- 4 このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から同年7月6日まで  
② 昭和30年5月1日から同年7月1日まで  
③ 昭和30年10月1日から31年4月1日まで  
④ 昭和31年6月1日から同年9月17日まで  
⑤ 昭和32年6月1日から同年9月1日まで  
⑥ 昭和34年5月1日から同年9月1日まで  
⑦ 昭和35年4月1日から同年7月1日まで

昭和28年11月から35年3月までA都道府県B部C課において現場監督として勤務した。年度当初の4月から年度末の3月までの単位で雇われて、1年間通して勤務した。年度途中で厚生年金の空白期間があるというのは、納得いかない。

また、昭和35年4月から61年2月まではD社で勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 本件は、既に死亡した申立人に代わり、申立人の妻が申し立てているものであるが、申立人の妻からは、申立人の具体的な勤務状況や厚生年金保険料の控除等に関して供述を得ることはできず、申立期間当時の状況は不明である。
- 2 A都道府県B部C課に係る申立期間①から⑥までについて、申立人は、「当該期間において継続して勤務した。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年11月から37年1月までの期間に資格取得した者延べ314人について確認した結果、申立人同様、資格取得と喪失を複数回繰り返している者が

65人（延べ228人）と多数確認できるとともに、このうち住所等が確認できた9人に照会したところ、9人全員が申立人と同じ現場監督として勤務していたと回答しており、また、複数の同僚は、「当時、現場の度に勤務していた（雇用されていた）。」と供述していることなど、当時、事業主は、現場監督として職員を雇用する場合、通年での雇用は行わず、現場単位で雇用し、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における厚生年金保険の資格取得者に申立人の氏名は確認できない。

このほか、当該事業所によれば、申立期間当時の人事記録等の関係資料は保管されておらず、厚生年金保険の取扱い等も不明であるとしているなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 D社に係る申立期間⑦については、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者記録から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同時期に厚生年金保険を資格取得している同僚等は、「当時、申立事業所では最初に試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているなど、申立期間当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和33年8月から35年7月までの期間における厚生年金保険の資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、当該事業所によれば、申立期間当時の人事記録等の関係資料は保管されておらず、厚生年金保険の取扱い等も不明であるとしているなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月5日から44年7月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和43年1月にA社における厚生年金保険の被保険者資格が喪失され、44年7月にA社の関連会社であるB社において被保険者資格を取得するまでの間が18か月も空いている。A社に入社してから昭和46年2月に退職するまで継続して勤務していたと記憶しており、厚生年金保険の被保険者期間が途切れていることは納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管しているC社会保険事務所長の確認印が押された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(控)」において、申立人の厚生年金保険の資格喪失年月日は昭和43年1月5日、退職日は同年1月4日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している上、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同年1月26日付けの申立人に係る健康保険証返還の記録が確認できる。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人がA社において厚生年金保険の資格を喪失した昭和43年1月5日からA社の関連会社であるB社において被保険者資格を取得した44年7月1日までに申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、A社の関連会社であるB社の会社成立は昭和44年3月22日であり、社会保険庁の記録によると同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、同年4月30日以前は適用事業所でなかったことが確認できるとともに、B社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者原票によれば、申立人が被保険者資格を取得した44年7月1日以前に申立人の氏名は無い。

加えて、申立期間当時、勤務していた複数の同僚に照会を行い、回答を得たが、申立人がA社又はB社において申立期間に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月30日から34年4月12日まで  
② 昭和42年2月7日から同年5月21日まで  
③ 昭和43年8月19日から同年9月30日まで  
④ 昭和49年4月1日から同年6月30日まで

私は、船の機関士を永く勤めていた。

申立期間①については、A社の船舶を下船した後の有給休暇期間であり、船員保険に加入していた。

また、申立期間②についても、B社の船舶を下船した後の有給休暇期間であった。

申立期間③については、機関士としてC社に既に雇用され、乗船待ちの期間であり、船員保険にも加入していたはずである。

申立期間④についても、C社の船舶を一時下船し次の乗船待ちの期間であり、引き続き同社で船員保険に加入していたはずだ。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社(現在のD社)に係る申立期間①については、当該事業所が保管する船員保険被保険者名簿、解雇・退職船員名簿等によれば、申立人は、社会保険庁の記録どおり、当該事業所において昭和26年9月1日付けで船員保険の資格を取得し、33年11月29日付けで資格喪失(退職日は同年11月28日)しており、その直後の同申立期間に申立人が当該事業所に勤務した記録等は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者台帳により、申立人が当該事業所において昭和33年11月29日付けで船員保険の資格を喪失した際、失業保険の支給申請が行われたことが確認できる上、同申立期

間における船員保険の資格取得者に申立人の氏名は無く、欠番も見当たらない。

- 2 B社に係る申立期間②については、当該事業所は昭和45年4月1日付けでE社に吸収合併されており、合併先のE社に確認したが、B社当時の人事記録等は保管されておらず、当時の船員保険の適用状況等も不明である。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿により、申立人がB社において、同申立期間直前の昭和42年2月6日付けで船員保険の資格を喪失した際、失業保険の支給申請が行われたことが確認できる上、同申立期間における船員保険の資格取得者に申立人の氏名は無く、欠番も見当たらない。

さらに、B社は昭和42年4月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間の一部については船員保険が適用されない。

- 3 C社（現在はF社）に係る申立期間③及び④について当該事業所は、「当時の船員保険被保険者名簿等を確認したが、申立人が申立期間に当社において船員保険の被保険者であった記録は確認できず、保険料を控除していた事実も確認できない」と供述するなど、申立人が同申立期間に当該事業所において船員保険の被保険者であった事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

また、申立期間③について、申立人が記憶する同僚等は、「新規採用の船員について、申立てのように乗船の1か月以上前から雇用し、給与支給等を行うとは考え難い。」と供述しており、申立人が同申立期間に船員保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は得られない。

さらに、申立期間④については、同僚は、「労働協約で1年の勤務のうち1か月の有給休暇が求められていた。また、1年間のうち1、2か月の場合もあったが、まとめて支給するといったことは無く、船員保険を喪失し、失業給付が支給されていれば、退職扱いとしたのだろう。」と供述しており、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿により、申立人が当該事業所において同申立期間直前の昭和49年3月30日付けで船員保険の資格を喪失した際、失業保険の支給申請が行われたことが確認できる上、申立人から返納された健康保険証が同年4月8日付けで社会保険事務所において処理されたことが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。